木曽三川下流部における 不法係留船対策に係る計画(第3次)

計画素案

【概要版】

令和6年7月

国土交通省中部地方整備局 木曽三川下流部船舶対策協議会

第2次計画期間での課題と第3次計画の基本的事項

I. 不法係留船対策における現状と課題

1. 不法係留船対策に係る計画の策定

不法係留船

河川管理上の 様々な問題を惹起 洪水流下の阻害

油漏れ

景観の阻害

河川管理施設の損傷

一般の自由使用妨げ

- ◆不法係留船の数が多く、場所も散在しているため、計画的且つ段階的に対策を講ずるべく協議会設置、第1次及び第2次計画を策定し、取組を推進
- ◆一層の不法係留船削減に向けて、現計画を**見直し**、第3次計画を策定する



長良川河口堰に漂流した 不法係留船舶

2. 河川法施行令に基づく放置禁止指定

◆H30年度 管内全域を船舶の放置禁止指定 罰則適用の対象に

二次計画内での 新たな取り組み

- 3. 木曽三川下流部における不法係留船の現状
- ◆H28年度:304隻 → R5年度末:188隻 順調に

順調に数を減らすも未だ多数の不法係留船が存在

4. 重点的撤去区域等における不法係留船対策

◆第1次計画において、ケレップ水制群、船 頭平木曽川水路及び西川地先、油島地先を 重点的撤去区域に設定し、また、暫定係留 施設である船頭平の防災船着場の是正措置 等を実施することにより、約100隻の不法 係留船撤去を行ってきたが、未だ全面的な 解消には至っていない



重点的撤去区域の状況(R4.1) 海津市 油島地先



木曽三川下流部における不法係留船舶数の推移

5. 変形護岸の維持管理の主な課題

- ◆ 近年は<mark>漁協等が解散</mark>し、係留対象船舶ではなくなる例が散見
- ◆ ナンバープレート未設置や剥がれた船舶があり、**占用者が係留施設内の船舶の状況を把握し きれていない**ケースあり
- ◆ 洪水時等における**十分な安全対策を事前に定めていない**施設がある

6. 恒久的係留·保管施設

◆ 船舶所有者の責任において**係留・保管場所確保に努めるよう意識啓発**が必要

7. 関係機関との連携

◆ 残る188隻の船舶への各種対策の実施において<mark>一層の関係機関の連携・協力</mark>が必要不可欠

不法係留船の状況・第2次計画期間での課題・法整備の拡充を踏まえ、第3次計画を策定

Ⅱ. 不法係留船対策に係る基本的事項

1. 目的

◆我が国最大の海抜ゼロメートル地帯を有し、南海トラフ地震の発生が危惧される当地域において、河川管理上の支障となる不法係留船について、<mark>関係機関と連携・協力</mark>して対策を実施

2. 対象期間

◆ 令和7年度から令和16年度までの10カ年間

3. 対象区域

◆木曽川、長良川及び揖斐川の木曽三川下流部(木曽川下流河川事務所管内)

第3次計画での実施事項

不法係留船対策の実施事項・関係機関ごとの役割を具体的に記載

Ⅲ. 不法係留船対策に係る実施事項

1. 関係機関との連携による対策推進

- ◆ SNSやイベントの活用など、効率的・効果的な手法を用い広報活動に取り組む
- ◆ 放置禁止指定に基づき、合同パトロールにより指導、特に悪質なものには罰則の適用を視野
- ◆ 占用者である自治体と河川管理者が連携、係留施設内の船舶の所有者等の状況把握、情報共 有を図り、適切な管理体制の構築に努める

2. 計画的な不法係留船対策

- ◆ **重点的撤去区域を順次拡大**。拡大に先立ち、対象箇所付近の漁船等生業 船の係留候補地を自治体等が河川管理者と調整の上、恒久的に占用。
- ◆ 重点的撤去区域のうち、対策未完了箇所は、漁船等生業船の係留場所を 調整のうえ、強制的な撤去等の措置
- ◆重点的撤去区域以外の河川区域についても、船舶所有者の割り出し、移転先情報の提供、看板設置や合同パトロールなどを通じた撤去指導を行いつつ、治水上支障がある船舶については強制的な撤去等の措置
- ◆所有者不明の老朽船は簡易代執行、廃船処理により対策を推進



代執行の実施の様子 (R4 鍋田川上水門)

3. 変形護岸の適正な維持管理

(1) 係留許可船舶の適正な管理のために講じる主な措置

- ◆変形護岸に許可係留できる船舶は、「日常及び出水時管理が徹底できる生業の用に供する船舶」に限定。漁協規模の縮小化、解散等が生じた際、引き続き係留を希望する場合は、他の 漁協等への加入や漁業生産組合の設立を促す。
- ◆連続した番号を船舶に割り振ったナンバープレートの船外貼付を義務づけ
- ◆ 占用者が係留許可・更新する際は、船舶所有者不在状態等を防止するため、**第2連絡先の確認、船舶撤去に関する保証人の設定等**、係留許可条件を定める
- ◆変形護岸係留船舶の所有者は、出水時等における船舶の避難場所を確実に確保し、占用者は 避難方法を維持管理計画書に明記する

(2)変形護岸の適正な維持管理

- ◆ 変形護岸内の維持管理は、**費用負担を含め占用者または利用者が行う**
- ◆係留船舶が減少している変形護岸については実態調査を基に協議し、整理・集約を進めるとともに、係留船舶が存在しない変形護岸は<mark>占用廃止し、必要に応じて締め切り等を実施</mark>



変形護岸の締め切り(下坂手

4. 既存の恒久的係留・保管施設の活用

- ◆ 既存の恒久的係留・保管施設の利用状況や活用方策等に関する情報を関係者間で共有し、プレジャーボートの既存施設への移動を支援
- ◆ 水域のみでは係留・保管容量に限りがあることから、自治体において自宅等陸上での保管も 視野に入れた**条例の制定を検討**

5. 不法係留船舶のモニタリング

- ◆変形護岸の係留船舶の状況を把握する係留利 用実態調査、変形護岸外の状況を把握する<mark>巡 視調査を継続して実施</mark>
- ◆船舶の現状把握にあたっては、UAVの活用等 により効率的、効果的に実施





UAVを活用した船舶の確認

第3次計画での実施事項と年次計画

IV. 不法係留船対策に係る年次計画

1. 不法係留船対策に係る年次計画

◆不法係留船対策の実施年度は下記のとおりとする。

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度
関係機関 との連携 による対 策推進	船舶所有者調査									
	広報、放置禁止指定に基づく対策の推進									
重点的撤 去区域ける にお的的留 不法係留 船対策			3 203 203 203 203 203 203 203 203 203 20			a con		STEERING TO THE TENENT TO THE	n content content content content content con	tenenenenenenenenenen
	漁船等生業船係留候補地の占用、簡易代執行・廃船処理、合同パトロール									
変形護岸 の適正な 維持管理	ナンバープレート設置、 維持管理計画書への記載(避難方法、浚渫等)									
	一時的に係留を認めていた施設における船舶の強制的な撤去、 係留箇所の整理集約					>				
	実態調査を活用した定期的な調査・指導・監視、変形護岸の維持管理、変形護岸の整理・集約									
既存の恒 久的係留・ 保管施設 の活用	条例制定に向けた検討									
	既存施設に関する情報共有									
不法係留 船舶のモ ニタリング										
	巡視調査、係留船等実態調査									

2. 重点的撤去区域に係る年次計画

(1)重点的撤去区域の設定状況

- ◆ 第1次計画で設定した以下の区域を、引き続き重点的撤去区域とする。
- ① 平成26年4月14日公示 海津市海津町油島地先(治水神社から大江樋門付近) (揖斐川左岸13.6k 付近から14.6k 付近)
- ② 平成24年4月11日公示 桑名市長島町西川地先から船頭平閘門木曽川水路 (木曽川右岸10.4k 付近から12.6k 付近)
- ③ 平成23年6月22日公示 ケレップ水制群 (木曽川右岸14.0k から24.4k 付近)

(2)指定済区域等における年次計画

- ◆ 指定済みの重点的撤去区域における対策実施年度は、不法係留実態、措置の周知及び準備期間等を鑑み下記のとおりとする。
- ① 海津市海津町油島地先 (治水神社から大江樋門付近) (揖斐川左岸13.6k 付近から14.6k 付近) 令和7年度~16年度 継続的な監視
- ② 桑名市長島町西川地先から船頭平閘門木曽川水路

(木曽川右岸10.4k 付近から12.6k 付近)

令和7年度~11年度 強制的な撤去等の措置

令和12年度~16年度 継続的な監視

③ ケレップ水制群 (木曽川右岸14.0kから24.4k付近)令和7年度~16年度 継続的な監視

(3)重点的撤去区域の拡大に係る年次計画

◆ 重点的撤去区域の拡大は揖斐川上流域を候補とし、拡大に先立ち、対象箇所付近の漁船等生業船の係留候補地を自治体等が恒久的に占用し、その後重点的撤去区域を指定する。

令和 7年度~16年度 係留施設の調整、重点的撤去区域指定、強制的な撤去 等の措置

